

平成29年度 第1回伊佐市総合教育会議議事録

1 日時

平成29年12月15日（金）午後1時30分開会、午後1時55分閉会

2 場所

伊佐市役所大口庁舎 2階 第1会議室

3 出席者

委員（隈元市長、森教育長、永野教育委員、川原教育委員、長野教育委員、久保田教育委員）

事務局（吉加江企画政策課長、小倉政策第1係長、山内政策第1係主査）

関係者（大山教育委員会総務課長、高崎学校教育課長、中村社会教育課長、山元文化スポーツ課長、田中学校給食センター所長、万膳教育委員会総務課総務係長、新納教育委員会総務課総務係主査）

4 議事録

(1) 教育基本計画案について

・教育委員会

教育基本計画につきましては現在策定中ではありますが、ほぼ完成に近い状態で、只今精査中でございます。本日は計画案についてご説明いたしまして、教育大綱の承認に繋げていただけたらと思っております。

まず表紙を見ていただきますと、表題が教育大綱と教育振興基本計画との併記になっております。これまでの教育振興基本計画に加えまして、教育大綱のことについても触れているということでもあります。では開けていただきまして、“はじめに”の所で伊佐市と伊佐市教育委員会の連名になっております。教育大綱部分が伊佐市、そして教育振興計画の部分が伊佐市教育委員会という考えかたをしております。

次の1ページをご覧いただきたいと思いますが、4番目の教育大綱との関係（仮）と表題をうってありますが、ここに掲載しております。次に3ページからは中身に入りますけど、3ページから26ページまでは本市教育を取り巻く環境ということで現状を示してございます。

それから27ページからにつきましては、基本目標「教育大綱の継続」という形で掲載をいたしております。前期計画で示しました10年後を見据えた基本目標に基づきまして後期計画でも引き続き基本目標を「伊佐

のふるさと教育」の推進といたしまして、「地域と学び、未来に生かす人づくり」「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」としております。

そして30ページをご覧くださいますが、この体系図を使いまして後期基本計画の変更点についてご説明いたします。なお31ページ以降につきましては、それぞれの施策に関して記載をしております。形式といたしましては、それぞれの項目に対して現状とこれからの施策の方向性そして主な取り組みを示してあります。加えまして具体的な数値目標の設定が可能なものにつきましては、達成数値目標という項目を設けまして、目標を掲げております。以上のような形式での策定を取り組んでおります。

それでは30ページの体系図をご覧ください。別紙の前期基本計画関連の1枚紙と併せて比較しながらご覧いただきたいと思います。体系図の方の表題ですけど、教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）の関連としております。上の囲みの伊佐市教育の基本目標と伊佐市教育の基本方針を本日の総合教育会議でご承認いただいたということをご仮定しまして、教育大綱としていきたいと思っております。その下に今後5年間に集中して取り組む施策ということで、9つの基本計画と38の施策を設けております。

前期計画に無かった新規のものからご説明いたしますと、1番右側になりますけれども、「9. かごしま国体及び南部九州高校総体の成功」を加えております。それぞれの大会の特色を生かし、伊佐らしい大会とし、成功に導くこと。その下に2つの施策（1）燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント大会の成功、それから（2）の平成31年度全国高校総合体育大会カヌー競技大会の成功を入れております。

それでは変更点について順番に説明します。1番左側の「1. 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実」これは前期計画の1枚紙のほうをご覧ください、一番左側の①、確かな学力を身につける学校、それを後期計画の（1）確かな学力の定着とします。学力向上を最重要課題と位置付け、数値目標として、全国学力学習状況調査の県平均以上を目指すとしております。また、前期計画の②いじめなどの問題行動への対応と③の不登校児童生徒への対応を併合いたしまして、後期計画の（2）生徒指導の充実としております。数値目標としては、不登校や問題行動は0が良いわけですけど、現実問題としてとらえた場合、

不登校人数、問題行動件数とも平成26年度が少なかったことから、そのレベルまでに落とすことを目標としております。(6)の開かれた学校の推進ではコミュニティスクールにかかわる部分を新たに加え、(7)極小規模校の教育充実、そして(8)の学校運営の充実を加えております。極小規模校の教育充実では、へき地・小規模校教育のこれからの施策の展開を記載しております。学校運営の充実では、学校運営会議、業務改善を行います。教員が本来の職務を遂行できるように推進するという取り組みを記載しております。

次に、「2. 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成」では、前期計画の②スポーツ少年団活動・中学校部活動の活性化という項目を2つに分けまして、部活動のほうについては後期計画の(1)たくましい気力や体力を培う学校に含めることとし、スポーツ少年団に関しましては、5.の(1)青少年スポーツの推進というところに含めております。また新しく(6)「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進という項目も定めております。コミュニティ協議会を中心とした現在の取り組みと、家庭・学校・地域が相互に展開することを目標とし、さまざまな取り組みを行っているという事を記載しております。

3.の「互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興」では、前期計画における①市民講座・自主学習講座の活性化が後期計画では(1)生涯学習機会の充実というふうに改めまして、前期計画では③自主文化活動の支援につきましては後期計画では(2)文化芸術活動の充実としております。次に前期計画の②社会教育団体の支援と④の社会教育と地域コミュニティとの連携を併合しまして、後期計画の(3)地域コミュニティ・社会教育団体との連携としております。4.については大きな変更はございません。

5.につきましては「心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進」ということで前期計画の①から④がありましたが、このすべてを見直して、青少年スポーツ、地域スポーツ、コミュニティスポーツクラブ、競技スポーツ、リバースポーツの項目に細分して、特に(4)(5)ではカヌー関係の特色を出しております。6.についても大きな変更点はございません。

7.については前期計画では「学校環境の整備促進」としておりましたけれど、今回「教育環境の整備推進」に変更しております。(2)の社

会教育・体育施設の安全対策と環境の整備を新たに設けました。(1)の学校施設同様、社会教育施設をはじめ、文化・スポーツレク施設につきましても個別計画を作成し、併せて機材器具、備品類の更新も計画的に進める事を記載しております。まず、前期計画の①適切な学習環境整備のための中学校再編成の推進につきましては、目標を達成したという事で後期計画からは外してあります。以上のとおり変更点を中心に説明をいたしました。

最後になりますが74ページの計画の実現に向けてですが、今後5年間につきましても前期計画と同様、外部評価委員会による実施状況評価等を取り入れまして、各施策に還元していく考えでございます。なお教育振興基本計画(後期計画)の今後の予定としまして、明けて1月にパブリックコメントを実施します。修正等を行った後、最終原案として2月の定例教育委員会で議決をいただいて3月末までに製本したいと思いません。以上で説明を終わります。

▶議長(隈元市長)

教育委員会の説明に対し、意見、質問等はないか。
～委員の発言なし～

▶議長(隈元市長)

教育振興基本計画(後期計画)については、教育委員会の説明した内容で承認としてよいか。

▶委員

異議なし。

▶議長(隈元市長)

教育資本基本計画(後期計画)については教育委員会の説明した内容で承認とする。

(2) 教育基本計画案について

・事務局

教育大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、地方公共団体の長が定めるものとされております。

まず、①現在の教育大綱についてご説明いたします。伊佐市では、第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ、国・県の教育基本計画を参酌した「伊佐市教育振興基本計画（前期基本計画）」を策定しており、この前期計画は伊佐市教育の根幹を成す計画であることから、前期計画の基本目標と基本方針をもって「伊佐市教育大綱」に代えることで、平成27年の総合教育会議において承認されたものでございます。

大綱の期間につきましては、前期計画の事業計画期間に合わせ、平成29年度までの3年間といたしました。

続きまして②今回提案する教育大綱（案）についてご説明いたします。本市教育委員会においては、我が国における諸情勢の変化や東日本大震災からの教訓を踏まえ、「社会を生き抜く力の養成」など四つの基本方針を定めた国の第2期「教育振興基本計画」（平成25年6月策定）や「鹿児島県教育振興基本計画」（平成26年2月策定）を参酌するとともに、現在の本市の教育課題を精選し、平成30年度から5年間にわたる後期計画を策定中であります。

現在策定中の「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」は、本市教育行政における施策全体を網羅したものとなっており、伊佐市教育振興基本計画の基本目標及び基本方針を引き継ぎ、伊佐市教育の根幹を成す計画であることから、前回同様、後期計画の基本目標及び基本方針をもって「伊佐市教育大綱（案）」としております。

また、大綱の期間は、後期計画に合わせて平成30年度から平成34年度までの5年間としております。

大綱の策定につきましては、文部科学省から、地方公共団体において教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないということが示されています。

後期基本計画に定められた基本目標と基本方針は、資料に参考として掲載しております。基本計画の資料につきましてはP27からP29ページに載せてあります。

伊佐市教育の基本目標は、「伊佐のふるさと教育」の推進であり（1）地域と学び、未来に生かす人づくり、（2）伊佐らしい活力ある教育、文

化の創造に努めるとしております。

また、基本目標を実現するための基本方針としまして、①時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育、②社会の変化に柔軟に対応する教育、③学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力、④人・地域が活性化する交流の促進、⑤人権同和教育の推進の5つを設定しております。

以上で説明を終わります。

▶議長（隈元市長）

事務局の説明に対し、意見、質問等はないか。

～委員の発言なし～

▶議長（隈元市長）

教育大綱については、事務局の説明した内容で承認としてよいか。

▶委員

異議なし。

▶議長（隈元市長）

教育大綱については事務局の説明した内容で承認とする。

以上

※今回の会議では、教育振興基本計画（後期計画）の中の「教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）の関連」に関する部分の変更について説明し異議等はありませんでした。今後その結果を踏まえ策定作業を進めて行き、平成30年2月開催予定の定例教育委員会において、教育振興基本計画（後期計画）全体の承認（議決）となります。